

ページ	P. 17	
更新箇所	旧 以下に掲げる行為に用いられるか。 - 核燃料物質又は核原料物質の開発等 - 核融合に関する研究 - 原子炉（発電用軽水炉を除く）又はその部分品若しくは附属装置の開発等 - 重水の製造 - 核燃料物質の加工 - 核燃料物質の再処理 - 以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの - a 化学物質の開発又は製造 - b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 - c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 - d 宇宙に関する研究	新 以下に掲げる行為に用いられるか。 - 核燃料物質又は核原料物質の開発等 - 核融合に関する研究 - 原子炉（発電用軽水炉を除く）又はその部分品若しくは附属装置の開発等 - 重水の製造 - 核燃料物質の加工 - 核燃料物質の再処理 - （削除）
ページ	P. 106、107、 P. 111、112	
更新箇所	旧 （１６）特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（４貿易局第 492 号） 1 （３）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。	新 （１６）特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（４貿易局第 492 号） 1 （３）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。

ページ	P. 131、	
更新箇所	旧	新
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発又は製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 d 宇宙に関する研究	(削除)
ページ	P. 131、132	
更新箇所	旧	新
	輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））又は一般国向けの場合で特定品目（輸出令16項（1）の開発、製造又は使用	輸出令別表第3の2地域向け又は一般国向けの特定期目（輸出令16項（1））の場合であって、通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））の開発、製造又は使用